



大労発総第0907第3号
令和5年9月7日

各団体代表者 殿

大阪労働局長



労働保険未手続事業場の一掃に係る広報文の掲載について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険・雇用保険）制度につきましては、業種や事業規模に関わりなく、労働者を1人でも雇用している事業場は適用事業所となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

このため、大阪労働局では労働保険制度の周知を図り、労働保険の加入促進に努めているところですが、未だ相当数の未手続事業場が存在している状況にあります。

こうしたことから、「労働保険未手続事業場の一掃」を年間の主要課題と位置けるとともに、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、広報活動等に取り組むこととしております。

つきましては、お手数をお掛けいたしますが当該強化期間であります11月におきまして、貴団体で発行しておられるホームページや広報誌等に、別添の広報文を掲載していただきますようお願い申し上げます。

[担当] 〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8
中央大通FNビル17階
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
労働保険適用指導官 河野
TEL 06-4790-6350
メールアドレス kouno-nobuyuki@mlhw.go.jp

※文例のデータを希望される場合は、担当までご請求ください